

議案第 27 号

北九州市立生涯学習センター規則の一部改正について

北九州市立生涯学習センター規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和 2 年 10 月 8 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 北九州市立門司生涯学習センター及び北九州市立八幡東生涯学習センターの分館設置等に伴い、関係規定を改める必要があるので、この規則案を提出する。

北九州市立生涯学習センター規則の一部改正について

1 改正理由

公共施設マネジメント実行計画(平成28年2月策定)に基づき、東部勤労婦人センター及び西部勤労婦人センターについて、特定目的施設の考え方の見直しの観点から用途廃止し(令和2年9月議会に議案を提出済。)、門司生涯学習センター大里分館及び八幡東生涯学習センター尾倉分館として跡施設を活用することとしている。(令和3年4月1日供用開始予定。)

これに伴い、同施設の使用料を規定するために、北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号。以下「条例」という。)を改正したところである。(令和2年9月議会に議案を提出済。)

あわせて、分館の設置に伴う使用申請の対象施設の追加及び分館の設置の追加等について、北九州市立生涯学習センター規則(平成15年北九州市教育委員会規則第1号)の一部改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 使用に係る対象施設を追加(第3条第1項、第8条及び第9条関係)

門司生涯学習センター大里分館及び八幡東生涯学習センター尾倉分館の体育室並びに門司生涯学習センター大里分館のトレーニング室並びに八幡西生涯学習総合センター折尾分館のテニスコートを新たに設置するため(テニスコートについては、令和2年4月1日に設置済)、「各室又は器具」を「各室、体育室、トレーニング室、テニスコート又は器具(以下「各室等」という。)」へ変更する。

(2) 使用の申請の対象施設を追加(第3条第2項関係)

八幡東生涯学習センター尾倉分館の舞台ホールについて、大ホール及び市民ギャラリーと同じ受付開始日とするため、「及び市民ギャラリー」を「、市民ギャラリー及び舞台ホール」へ変更する。

(3) 分館の設置について追加(第11条関係)

門司生涯学習センター大里分館と八幡東生涯学習センター尾倉分館を新たに設置する。

(4) 門司生涯学習センターの室名の変更(別表第2、別表第3関係)

条例改正に伴い、門司生涯学習センターの室名について、「第1会議室、第2会議室」を「特別会議室」へ変更する。

(5) 門司生涯学習センター大里分館各室の冷暖房設備の使用料設定に伴う、その他の室の使用料の面積区分の追加(別表第3関係)

門司生涯学習センター大里分館の50平方メートル以上の室(研修室、調理室、和室B、音楽室)及び50平方メートル未満の室(研修室)の追加に伴い、「その他の室」を「面積が50平方メートル以上のその他の室」及び「面積が50平方メートル未満のその他の室」に変更し、「面積が50平方メートル未満のその他の室」に適用する使用料として「70円」を追加する。

※勤労婦人センターは、冷暖房設備の使用料は徴収しておらず、分館となることで新たに使用料を徴収することとなる。面積が小さい部屋があるため、区分を新たに設けているが、それ以外の各室については、室名の変更及び使用料の額の追加により、これまで各室に適用してきた使用料が変更となることはない。

【門司生涯学習センター 冷暖房設備使用料】

設備		使用料の額	対象施設
冷暖房設備	門司生涯学習センター	講堂	420円
		特別会議室	210円
		面積が50平方メートル未満のその他の室	70円 研修室(50m ² 未満)①
		面積が50平方メートル以上のその他の室	140円 研修室(50m ² 以上)⑤、和室A②、和室B③、調理室②、絵画室①、会議室③、音楽室①

※使用料の額は、30分又はその端数ごとの額

※対象施設における室名の数字は室数

3 施行期日

令和3年4月1日

(理由:勤労婦人センターが令和3年4月1日に廃止されるため。)

4 経過措置

改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受ける生涯学習センターの使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた生涯学習センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。